

企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正の概要

I. 企業内容等の開示に関する内閣府令

1. 訂正目論見書の公表方法

発行価格等が後日決定した場合の訂正目論見書の交付に代わる発行価格等の公表の方法として、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者のホームページを通じて閲覧に供し、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する方法を追加する。
(第 14 条の 2・開示ガイドライン 15-5)

2. 四半期財務諸表等の記載

新規上場の際の有価証券届出書の「経理の状況」及び「その他」の記載事項として、四半期財務諸表等の記載を求める。
(第二号の四様式)

3. その他

その他、所要の改正を行う。

II. 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令

1. 訂正目論見書の公表方法

発行価格等が後日決定した場合の訂正目論見書の交付に代わる発行価格等の公表の方法として、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者のホームページを通じて閲覧に供し、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する方法を追加する。
(第 11 条の 2)

III. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

1. 訂正目論見書の公表方法

発行価格等が後日決定した場合の訂正目論見書の交付に代わる発行価格等の公表の方法として、発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者のホームページを通じて閲覧に供し、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する方法を追加する。
(第 17 条)

IV. 企業内容等の開示に関する留意事項について

1. 半期報告書提出会社が任意に四半期報告書を提出する場合の取扱い

- (1) 半期報告書提出会社が法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書から提出しなければならないことを明確化。(24 の 4 の 7 - 4)
- (2) 半期報告書提出会社が、法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を提出した場合には、継続して四半期報告書を提出しなければならないことを明確化。ただし、半期報告書提出会社が上場等のために四半期報告書を提出した場合において、上場等ができなかったときその他これに準ずる場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後、半期報告書を提出することができることを明確化。(24 の 4 の 7 - 4)

2. 半期報告書提出会社が四半期報告書提出会社となった場合の取扱い。

- (1) 半期報告書提出会社が、四半期報告書提出会社となった場合において提出しなければならない四半期報告書を明確化。(24 の 4 の 7 - 3)
- (2) 半期報告書提出会社が、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に四半期報告書提出会社となった場合（第 2 四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等が記載された企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という。）第二号の四様式又は第二号の七様式による有価証券届出書が提出されていない場合に限る。）には、半期報告書の提出を要することを明確化（ただし、当該会社が第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。）。(24 の 5 - 4)

3. 四半期報告書提出会社が半期報告書提出会社となった場合の取扱い。

四半期報告書提出会社が事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内に半期報告書提出会社となった場合には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することを明確化（ただし、当該会社が第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。）。(24 の 5 - 5)

V. 施行日

平成 20 年 10 月 20 日施行

VI. 経過措置

経過措置として、半期報告書を提出しなければならない会社が、施行日から一年の間に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に係る新規公開用の有価証券届出書を提出する場合には、開示府令第二号の四様式記載上の注意（10－2）から（10－5）までに規定する四半期連結財務諸表等の記載に代えて、第二号様式記載上の注意（61）、（66）、（68）及び（74）に規定する中間連結財務諸表等の記載を行うことができる旨を規定。（附則第 3 条）